

7/2  
福井

# 五日後保障者証交付され

## 越前町75世帯町、失効日に発送

国民健康保険の保険料の未納などがある人に交付される「短期被保険者証」(短期証)の更新時に、越前町の交付作業が遅れ、有効期間が切れる前に新しい短期証が届いていなかつたことが1日、分かつた。有効期間が6月30日までの人に対し、同日に発送していた。

短期証は有効期間が通常の1年間よりも短く、同町の場合には3カ月間となつている。町健康保険課によると、短期証は3カ月(")"に)対象世帯を見直して交付している。

が、今回は対象の全75世帯で作業が遅れた。通常は期間切れになる約2週間前に発送しているという。有効期間が切れるごと医療機関を受診した際に窓口で一時全額を立て替える必要があった可能性がある。

6件の問い合わせがあつた。町では、診療などに影響のあつた人はいなかつたとしている。

る。

1日に保険証が届いた女性は「滞納している」とは迷惑を掛け申し訳ないと思つていいが、町と相談し、払える分は分割して払つてある。定期的に通院している私にとって保険証は命綱。手元にないといふ心配でたまらなかつた」と訴えた。

同課の上野笑子課長は「4月に担当課が替わり、対象者

□頭で指導した」とした。  
(大西崇弘)